

重大事態への対処について

【資料 2】

1 重大事態の意味

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合

- ◇ 年間30日を目安とする
- ◇ 一定期間連続して欠席しているような場合
等、迅速に調査に着手する必要性のある状態

2 重大事態発生時の報告の流れ

- ◇ 学校長…迅速な報告と対応

- ◇ 市教育委員会…調査主体の判断

- ◇ 市長…再調査の必要性を判断

3 重大事態の調査主体区分

市教育委員会が、調査主体の判断をする。

(1) 学校が調査の主体になる場合

- ◇ 教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応に当たる。
 - ① 学校の下に、重大事態の調査組織の設置
 - ・ 調査の公平性及び中立性を確保するため第三者の参加を図る。
 - ・ 重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ 事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査する。
 - ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供
 - ・ 調査により明確になった事実関係に関する情報の提供を行う。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮した説明をする。
 - ・ アンケートの扱い、情報提供について、事前に関係者に周知する。
 - ④ 調査結果の報告
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告→市長へ報告
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒保護者の所見を調査結果の報告にそえる。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 必要に応じて外部専門家の派遣を要請する。

(2) 市教育委員会が調査の主体になる場合

- ◇ 以下の判断をした場合は、市教育委員会が調査主体となる。
 - ◎ 学校主体の調査では、重大事態への対処できない。
 - ◎ 同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られない。
- ◇ 学校に対して 資料の提出など調査への協力を指示する。
 - ① 市教育委員会の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・ 弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で組織する。
 - ・ 調査の公平性と中立性を確保するため、特別な利害関係を有しない第三者参加を図る。
 - ・ 朝来市いじめ問題対応委員会が中心となり調査を行う。
 - ② 事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・ いじめ行為の客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ 可能な限り、網羅的に明確にする。
 - ・ 調査主体に不都合なことがあっても、事実としっかり向き合う姿勢を貫く。
 - ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
 - ・ 調査により明確になった事実関係に関する情報の提供を行う。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮した説明をする。
 - ・ アンケートの扱い、情報提供について、事前に関係者に周知する。
 - ④ 調査結果の市長等への報告
 - ・ 調査結果を市教育委員会に報告→市長へ報告
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒保護者の所見を調査結果の報告にそえる。
書の提出を受け、調査結果にそえる。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 専門家の派遣による重点的な支援を行う。
 - ・ 生徒指導専任の配置等の人的体制の強化を図る。
 - ・ 心理や福祉、教員や警察官経験者など、外部専門家の追加配置を行う。

(3) 市長が再調査を行う場合

- ◇ 市長の指示のもと、資料の提出など、調査に協力
 - ・ 学校及び市教育委員会は、市長の求めにより調査により把握した事実関係等の情報を、求めに応じ市長に提供する。